

令和3年2月

お客様 各位

つみたて NISA 取扱開始のお知らせ

平素より、幡多信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、令和3年4月1日より「つみたて NISA」の取扱開始いたしますのでお知らせいたします。「つみたて NISA」は、積立投資により購入した投資信託（以下、投信）の分配金や値上がり益が非課税となる制度です。年間の非課税投資枠は上限40万円ですが、最長20年間ご利用いただける制度で、積立投資による資産形成にご利用いただけます。

当金庫は「つみたて NISA」の取扱いや商品ラインナップの充実等により、お客様の多様なニーズにお応えするとともに、地域の皆様の「長期・積立・分散投資」による資産形成に貢献してまいります。

記

1. 「つみたて NISA」の概要

項目	つみたて NISA	〈参考〉 現行の NISA
投資方法	積立方式のみ	制限なし
非課税枠	年間40万円	年間120万円
非課税期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間
非課税期間の延長	不可（ロールオーバー不可）	不可（ロールオーバー可）
投資対象	一定の条件を満たした投信等	上場株式、投信等
投資可能期間	令和19年12月末まで	令和5年12月末まで
非課税投資総額	最大800万円(40万円×20年間)	最大600万円(120万円×5年間)
利用できるお客様	日本にお住まいの20歳以上の方	
制度併用	「つみたて NISA」は「現行の NISA」との選択制（併用不可）	

2. 「つみたて NISA」のラインナップ

ファンド名	主な投資対象資産	運用会社
たわらノーロード 日経 225	国内株式型	アセットマネジメント One
たわらノーロード TOPIX	国内株式型	
たわらノーロード 先進国株式	先進国株式型	
たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	先進国株式型	
たわらノーロード 新興国株式	新興国株式型	
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	バランス型	

※「つみたて NISA」の対象商品は、「お申込手数料が無料」や「信託報酬が一定水準以下」等の一定要件を満たす投信等に限定されています。

以上

◇投資信託をお申込みの際は、次の点にご注意ください。

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書（交付目論見書）」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「投資信託説明書（交付目論見書）」等は当金庫本支店等にご用意しています。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当金庫で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は、国内外の株式や債券等に投資しているため、投資対象の価格が、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等で変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託には手数料等がかかります。ご購入から解約・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。
* 申込手数料 * 解約手数料 * 信託財産留保額 * 信託報酬 * 監査費用・有価証券売買手数料等その他費用
上記費用を足し合わせた金額をお客さまにご負担いただきます。申込・解約時の手数料および信託報酬等は、投資信託ごとに異なります。また、その他費用は運用状況により変動します。したがって、事前に料率および計算方法等を示すことができません。詳細は、「投資信託説明書（交付目論見書）」等をご覧ください。

◇NISA 口座のお申込みをご検討いただく際のご留意事項

- NISA 口座のご利用は、日本国内にお住まいの 20 歳以上の個人のお客さまに限りです。
- NISA 口座は、すべての金融機関を通じて、お一人さま 1 口座に限り、開設することができます。(金融機関を変更した場合を除く。)一定の手続きの下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で NISA 口座を開設した場合でも、各年において 1 つの NISA 口座でしか公募株式投資信託を購入することができません。また、NISA 口座内の公募株式投資信託を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定で、既に公募株式投資信託を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。
- NISA 口座で当金庫が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
- NISA 口座の損失は、特定口座や一般口座で保有する他のファンドの売却益や分配金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 既に保有している投資信託等を NISA 口座に移すことはできません。
- NISA 口座でご購入いただける金額(非課税枠)は年間 120 万円までです。約定金額が非課税枠を超過する場合、超過分は特定口座が開設されている場合は特定預り、開設されていない場合は一般預りとして取扱われます。
- NISA 口座で保有する投資信託の分配金を再投資した場合は、新たな投資として非課税枠をご利用いただくこととなります。
- NISA 口座で保有しているファンドを一度売却するとその非課税枠の再利用ができません。(そのため、短期間での売買(乗換)を前提としたお取引には適しておりません。)また、利用しなかった非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISA 口座での非課税メリットはありません。
- 非課税期間満了等により、投資信託を NISA 口座から特定口座または一般口座へ移管した場合、移管時の時価が新たな取得価額となります。したがって、移管後に売却される際に売却損がでている場合でも、課税されることがあります。

◇ジュニア NISA 口座お申込みをご検討いただく際のご留意事項

- 口座開設者が 18 歳(注 1)になるまでに、ジュニア NISA 口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニア NISA 口座を廃止することとなります。(注 2)(注 1)3 月 31 日時点で 18 歳である年の 1 月 1 日以降(例:高校 3 年生の 1 月以降)(注 2)災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能(このときもジュニア NISA 口座を廃止することとなります。)
- ジュニア NISA 口座は、すべての金融機関を通じてお一人さま 1 口座に限り、開設する

ことができます。ジュニア NISA 口座開設後は、金融機関の変更ができません。(廃止後の再開設は可能です。)

- ジュニア NISA 口座で当金庫が取り扱う商品は「公募株式投資信託」のみです。
- 収益(売却益や分配金)が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもその損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。)

◇つみたて NISA をお申込みの際は、次の点にご注意ください。

- 投資が開始できるのは 2018 年～2037 年の 20 年間です。
- 非課税での運用期間は 20 年です。非課税期間中に途中売却することもできます。なお、つみたて NISA では NISA と異なり、ロールオーバーはできません。
- つみたて NISA と NISA は選択して新規に投資を行うこととなっており、併用できません。ある年について、NISA を選択して新規に投資を行った場合、その年はつみたて NISA で新規に投資を行うことはできません。
- つみたて NISA が始まる 2018 年に一旦どちらかを選択して投資を行うと、翌年以降もその選択が自動的に継続されます。変更したい場合は、投資を行う前年の 12 月までに変更手続きを完了していることが必要になります。
- つみたて NISA については、利用開始日から 10 年経過後およびその後 5 年毎に、住所等の確認が必要となります。
- つみたて NISA では、積立契約(累積投資契約)に基づく定期かつ継続的な買付けが前提となります。
- つみたて NISA で当金庫が取り扱う商品は、つみたて NISA 用の「公募株式投資信託」のみです。つみたて NISA 用の「公募株式投資信託」とは、金融庁の定める要件(注)を満たし、金融庁への届出を済ませた商品のなかから、当金庫が取扱うために選定した商品です。(注)金融庁が定めた要件には、信託期間が無期限または 20 年以上であること、毎月分配型でないこと、販売手数料が無料かつ信託報酬率等が一定率以下であること、などがあります。
- つみたて NISA で買い付けた投資信託の信託報酬等の概算値を、当金庫から原則として年 1 回お知らせします。

※上記の内容は、令和 3 年 2 月現在の情報に基づき作成したものです。今後、税制等は変更されることがあります。

商号等：幡多信用金庫 登録金融機関
四国財務局長(登金)第 24 号

